

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成21年 4月13日
照会部署名 近畿ブロック本部適用支援G
照会担当者 (一般職) 松井 道寛
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認

谷

(案件)

(受付番号) No. 2010-508	資格取得時に労働協約等に基づく賃金カットが行われていた場合における報酬の取扱いについて
------------------------	---

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

不況により、4月から8月まで賃金カットを行うこととなった事業所において、4月に入社した職員についても同様の賃金カットが行われることとなった。この場合、取得時の報酬について、本来の報酬、賃金カットが行われた実際に受けすることになる報酬どちらの報酬により決定を行えばよいか。その際、本来の報酬にて決定を行った場合において、取得後三ヶ月の報酬により随時改定は可能か。

また、4・5・6月報酬の賃金カットが行われていたが、定時決定時において賃金カットの状態が解消されていた場合、【昭和五〇年三月二九日、保険発第二五号・府保険発第八号】通知に基づき、9月以後において受けるべき報酬をもって報酬月額を算定するため、本来であれば賃金カットが行われる前の従前報酬をもって定時決定を行うと思慮いたします。しかし、本件において取得時の報酬が賃金カットの行われた報酬で行われていた場合、従前報酬が存在しないため、どのようにして報酬を決定すればよいかご教示ください。

(回答)

厚生年金保険法第22条第1項の規定により、被保険者が資格を取得した際の標準報酬の決定において、月給や週給の場合など、一定の期間によって報酬が定められている場合については、被保険者となった日現在の報酬の額をその期間の総日数で除して得た額の三十倍に相当する額とされている。

それは、ご照会の事例のように、労働協約等に基づき賃金の一部がカットされている場合であっても同様である。

また、労働協約等に基づく賃金カットによる定時決定の際、既に賃金カットの状態が解消している場合については、通常であれば従前の報酬により決定することとなるが、本件については、資格取得時に遡っても、なお賃金カットの影響を受けるものであることから、この場合、資格取得時の報酬から賃金カットによる影響を控除した金額により決定することとなる。

回 答 日 平成22年9月13日

回 答 部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回 答 作成者 (一般) 村上 泰史

連 絡 先 [REDACTED]

メーラアドレス [REDACTED]

主 管 担 当 部署 の 長 の 確 認

(軽微なものについてはグループ長)

山上